平成３０年（フ）第２００号
埼玉県草加市谷塚仲町116番地14
債務者　大谷　　貢
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
5　免責審尋期日　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１０１号
愛知県豊橋市前畑町94番地
債務者　小山　直希
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第１３０号
北海道上川郡東神楽町字八千代ケ岡７線北７号丙35番地
債務者　畑中　智晴
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２０５号
栃木県鹿沼市貝島町652番地24　コーポ・ラ・セゾン101、前住所栃木県鹿沼市貝島町652番地21　ルネスパークショア　502号
債務者　舩山　知子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２２８号
栃木県宇都宮市塙田４丁目６番15号
債務者　小林　由佳
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２４１号
栃木県宇都宮市石井町3413番地65　吉澤貸家１号室
債務者　若林　克敏
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第９１６号
横浜市旭区白根４丁目21番17号
債務者　菅野　沙弥
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１２６号
神奈川県藤沢市大鋸３丁目13番20号
債務者　石井　一光
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１９２号
横浜市緑区竹山２丁目３番地10　竹山団地2309棟911号
債務者　細田　宏美
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０５１号
神奈川県大和市柳橋４－17－１　フジシロコーポ101、住民票上の住所神奈川県大和市上草柳185番地２　エスポワール文ケ岡301号
債務者　上岡　りさ（旧姓春山）
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１４４号
神奈川県大和市中央林間４丁目１番８号　ワンベル202
債務者　上坂　真弓
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２０４号
横浜市緑区白山１丁目６番１－311号
債務者　田中　牧子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２０７号
横浜市泉区上飯田町246番地３
債務者　安西　克彦
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２１１号
神奈川県藤沢市善行団地５番10－104号
債務者　中島　克俊
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６３３号
東京都東大和市清原３丁目１番地22－102号
債務者　伊東　一夫
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５４８号
東京都府中市晴見町４－10、住民票上の住所埼玉県所沢市和ケ原１丁目169番地グランディール所沢304
債務者　高見澤祐生
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部